

令和8年第4回玉名市農業委員会総会議事録

令和8年4月6日（月）午後2時 玉名市役所 4階 第2委員会室

1. 本日の出席農業委員は、次のとおりである。

1番	下川 安	2番	高田 優子	3番	村上 孝夫	4番	梅田 政次郎
5番	坂本 正敏	6番	小山 包昭	7番	東 英治	8番	本田 多美子
9番	上田 龍介	10番	西依 雅孝	11番	村上 孝	12番	植田 勝登
13番	高本 昌揮	14番	宮永 義一	15番	上土井 幸治	16番	古田 知明
17番	池田 秀昭	18番	後藤 雄一	19番	坂門 聡一		

2. 本日の欠席農業委員は、次のとおりである。

0名

3. 本日の出席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。

推1	水本 信之	推2	岡田 正治	推3	佐藤 浩光	推4	竹下 祐一
推5	小山 高廣	推6	縄田 伊知郎	推7	関 幸次郎	推8	荒木 雄二
推9	平野 雅久	推10	徳山 幸博	推11	柴尾 覚	推12	森尾 由成
推13	美崎 毅	推14	島村 和久	推15	大家 保	推16	今上 隆
推17	坂口 春義	推18	中村 輝美	推19	丸山 和則		

4. 本日の欠席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。

0名

5. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

局長	西山 美和	次長	棚木 章文	係長	稲生 優一	主任	荒木 美貴
主事	山口 遥大	会計年度任用職員	瀧石 修				

6. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

1名

議 題

第18号 農地法第3条の規定による許可申請について
第19号 農地法第4条の規定による許可申請について
第20号 農地法第5条の規定による許可申請について
第21号 農用地利用集積等促進計画の意見決定について
第22号 農用地利用集積等促進計画（配分）の意見決定について
第23号 農地中間管理機構による農用地の買入協議について

報 告

第10号 農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について（18条）
第11号 農地の形状変更届について
第12号 許可不要転用届について

1. 開 会

○事務局長（西山美和君） 皆さん、こんにちは。定刻となりましたので始めます。本日は、農業委員総数19名のうち19名の御出席です。

また、最適化推進委員は、総数19名のうち19名の御出席です。

玉名市農業委員会会議規則第7条の規定により会議は成立しておりますので、ただいまより、令和8年第4回玉名市農業委員会総会を開会いたします。

-----○-----

2. 会長挨拶

○事務局長（西山美和君） まず、下川会長より御挨拶をいただきまして、引き続き、会議規則第5条の規定により議長をお願いし、議事の進行をお願いいたします。

○会長（下川 安君） それでは皆様こんにちは。4月ということで、本日は新年度の総会ということでございます。お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。お疲れさまです。

新年度ということで事務局職員の異動があっております。ちょっと御紹介をさせていただきます。3月31日付けで支所に勤めていた西村主任が退職ということで。また、4月1日付けで事務局の職員の定期異動がありました。農業委員会から市長事務局のほうへ1名異動となっております。それからまた2名の職員の配置換えとか転入があっております。

まず、大原参事が総務課に異動です。農業委員会に9年在籍されておりました。それから新たに保険年金課から荒木主任、それから環境整備課から境主任、お二方が配置換え、転入ということになっております。

そうということで、今年度は職員が9名、会計年度任用職員が4名ということで、13名の事務局体制ということになっておりますので、皆様方の御協力、それから御指導のほうをよろしくお願いしたいと思います。担当業務につきましては、皆さんのほうにお配りしてあったと思いますので、それを見ていただいて、4条とか3条とか5条とかの担当替えがあっておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

それからあと、これは議案等が終わった総会のあとですね、あとは職員のほうに挨拶をしてもらいますので、よろしくお願いしたいと思います。

そうということで、今日の議事を進めさせていただきます。よろしく願いいたします。

-----○-----

3. 議事録署名委員指名

○議長（下川 安君） それでは、早速議事に入らせていただきます。本日は、議第18号から23号までの72件の議案の審議、それから第10号から第12号まで31件の報告があります。皆様方の慎重なる御審議をどうぞよろしくお願いいたします。

す。

本日の議事録署名者は、委員番号 11 番の村上孝委員と 12 番の植田勝登委員にお願いいたします。

なお、委員各位並びに事務局におかれましては、個人情報等の発言につきまして十分御注意をお願いいたします。また、発言の際は、委員番号、それから氏名を述べた上で発言をいただきますようよろしくお願いいたします。併せて、採決の際は、議決権のある農業委員のみの挙手をお願いいたします。

-----○-----

4. 議 事

○議長（下川 安君） それでは、はじめに議第 18 号農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。件数は 11 件です。

このうち、受付番号 11 番は、玉名市農業委員会会議規則第 12 条の議事参与の制限規定に村上孝夫委員が該当するため、受付番号 10 番まで先に採決をしまして、11 番の審議前に村上孝夫委員には退室をお願いいたします。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（西山美和君） 議案 1 ページをお願いいたします。

議第 18 号農地法第 3 条の規定による許可申請について。農地法第 3 条第 1 項の規定による下記農地の所有権移転及び使用収益権設定許可申請について許可するものとする。令和 8 年 4 月 6 日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

1 番、岱明町の申請人で、伊倉南方の田 979 m²を労力不足と相手方の要望のため贈与するものです。

2 番、岱明町の申請人で、岱明町の田 535 m²外 1 筆、計 1,031 m²を相手方の要望と経営拡張のため売買するものです。

3 番、岱明町の申請人で、岱明町の畑 604 m²を労力不足と隣接地取得のため贈与するものです。

4 番、岱明町の申請人で、岱明町の田、現況畑 852 m²を相手方の要望と規模拡大のため売買するものです。

5 番、岱明町の申請人で、岱明町の畑 810 m²を労力不足と規模拡大のため売買するものです。

6 番、岱明町の申請人で、岱明町の田 1,004 m²を借入地取得のため贈与するものです。

7 番、横島町の申請人で、横島町の田 53 m²を労力不足と相手方の要望のため贈与するものです。

8 番、横島町の申請人で、横島町の田 575 m²を借入地取得のため売買するものです。

9 番、天水町の申請人で、天水町の田 122 m²を労力不足と相手方の要望のため

贈与するものです。

10番、天水町と岩崎の申請人で、天水町の田、現況畑255㎡を経営縮小と経営拡張のため売買するものです。

以上10件、合計6,285㎡につきまして、農地法第3条第2項各号の禁止規定から申請内容を審査し、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係も問題がないことから、許可要件の全てを満たしているものと判断し、御提案しております。

また、4月1日、4月2日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） 事務局の説明が終わりましたので、受付番号1番から順に担当委員の説明をお願いいたします。連続して説明される場合は続けてよろしくお願いいたします。

それでは、1番をお願いいたします。

○推5番（小山高廣君） 推進委員5番、小山です。1番の案件につきまして説明いたします。

申請地は、伊倉の商業施設の裏です。譲渡人は労力不足、譲受人は相手方の要望、譲渡人と譲受人は親戚関係にあり、贈与ということです。譲受人は農機具、トラクター、コンバイン、田植機、消毒機械をもっていच्छやいます。

現地調査をした結果、特に問題ないと思いますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、2番をお願いいたします。

○推10番（徳山幸博君） 推進委員10番、徳山です。2番の案件について説明します。

申請地は、岱明町の高齢者施設の後方300mぐらいの土地です。譲渡人は相手方の要望、譲受人は経営拡張による売買です。面積は2筆で1,031㎡です。譲受人は認定農業者で、今年度は水稻を約6万㎡作付け計画だそうです。

4月2日、現地調査の結果、各種農機具等も所有しており、何も問題ないと思われます。御審議のほどよろしくお願いします。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、3番をお願いいたします。

○推11番（柴尾 覚君） 推進委員11番、柴尾です。3番の案件について説明します。

申請地は、市役所の支所から北へ約150m、歯科医院の裏の住宅地です。譲渡人は90歳で労力不足のため、隣の農地604㎡を譲受人に贈与します。譲受人は管理機、草刈機、噴霧器、軽トラック等を持っています。野菜を栽培しますので間

題ないと思います。

現地調査の結果、問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、4番、5番は同じ委員さんです。続けてよろしくお願いいたします。

○12番（植田勝登君） 農業委員12番、植田といいます。4番の件について説明します。

場所は、大野下の公立中学校の西側になります。面積が852㎡ですね。申請の理由としては相手方の要望、一人は規模拡大ということで、作物としては野菜を作るということにしてあります。

今、譲受人ですけども、20年近く兼業農家をやってみえて、仕事は今、公務員をやっているということで、定年退職後、野菜を作って自分としては農業をやりたいというような要望で、農機具類もトラクターとか耕運機、草刈機、軽トラなんかお持ちですので、別に問題はないと思います。

2日ですかね、現地調査の結果、良いと思いました。

続いて5番の件ですけども、岱明町の申請地ですけど、相手方としては労力不足、ちょうど規模拡大する、譲受人がその話をして、この人もさっき説明しましたように野菜を作っていこうというようなことで、売買されるというようなことですので、ちょっと今、この地は1カ月ぐらい労力不足で管理されてないような状況だったんですけど、草刈機ぐらいやればすぐ作物もできると思います。

現地調査の結果、別に問題ないと思います。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、6番をお願いいたします。

○13番（高本昌揮君） 農業委員13番、高本です。6番の案件について説明します。

申請地は、公立小学校より南西に700mほど行ったところにある水田です。これはもともと耕作されていた土地の売買ということで、何ら問題はないということで御審議のほどよろしくお願いします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、7番をお願いいたします。

○16番（古田知明君） 農業委員16番の古田です。7番の案件について説明いたします。

申請地は、横島町の501号線沿い商業施設より東に200mほど行ったところにあります。譲渡人は労力不足、譲受人は相手方の要望、面積は53㎡です。譲渡人の隣接地にあり、面積も狭いので譲渡したいということでした。作業に必要なトラクター、田植機等も所有されており、現地調査をした結果、何ら問題ないと思います。御審議のほどお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、8番をお願いいたします。

○推15番（大家 保君） 推進委員15番、大家です。8番の案件について説明します。

申請農家は譲受人の隣に位置しており、小作契約を長年にわたってしていた土地であります。譲渡人の要望で売買することになりました。譲受人はハウストマトと水稻の栽培をしている農家です。農業機械等も全て所有しており、何ら問題ないと思います。よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、9番をお願いします。

○推17番（坂口春義君） 推進委員17番、坂口です。9番の案件について説明します。

申請地は、天水町地区の公園より北に30mぐらいのところですが。地目は田122㎡です。譲渡人が労力不足、譲受人は相手方の要望、この人たちは兄弟で、弟の人が病気がちで贈与ということになっています。作物は野菜を作られるということです。

4月2日、現地調査しましたが問題はないと思います。審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、10番をお願いいたします。

○推1番（水本信之君） 推進委員1番、水本です。10番の案件について御説明します。

申請地は、天水町の自動車整備工場の東南側1km付近です。譲渡人は規模縮小、譲受人は規模拡大、みかん農家としての農機具も保有しておられ、現地調査した結果、問題ないと判断します。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

3条の申請につきまして、1番から10番まで担当委員の説明が終わりましたけれども、皆さんから御意見、御質問等はありませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） 御意見、御質問がなければ、採決に移りたいと思います。

議第18号農地法第3条の規定による許可申請10件につきまして、原案どおり許可することに異議のない方は、挙手をよろしくお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、受付番号1番から10番までにつきましては、許可することに決定いたしました。

ここで受付番号11番の審議に入る前に、議事参与の制限規定より村上孝夫委員の退室を求めます。

○議長（下川 安君） 村上孝夫委員が退室されましたので、審議を行います。

それでは、事務局より 11 番の説明をお願いいたします。

○事務局長（西山美和君） 4 ページ、11 番、築地の申請人で築地の田 1,052 m² 外 11 筆を労力不足と相手方の要望のため売買するものです。

以上 1 件、計 9,950 m² につきまして、10 番までの案件と同様に、許可要件の全てを満たしているものと判断し、御提案しております。

また、3 月 3 日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明をお願いいたします。

11 番をお願いします。

○推 1 番（水本信之君） 推進委員 1 番、水本です。11 番の案件について御説明します。

申請地は、築地の田 11 筆で 8,720 m²、畑 1,230 m²、計 9,950 m²、譲渡人は労力不足、譲受人は相手方の要望です。譲受人は農業機械も持っておられ、現地調査した結果、問題ないと判断します。御審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

受付番号の 11 番について担当委員の説明が終わりましたが、皆さんから御意見、御質問等がありましたらよろしくお願いいたします。

○4 番（梅田政次郎君） 農業委員 4 番、梅田です。

この売買となって、10 年間 300 kg って、これは売買という形なんですか。

○事務局次長（棚木章文君） 事務局、棚木と申します。

一応申請のときにそのようにお聞きしましたので、売買と捉えてこのようにした次第です。

○4 番（梅田政次郎君） 要は 10 年分割払いということね。

○事務局次長（棚木章文君） 事務局、棚木です。

そういった形になるかと思います。

○議長（下川 安君） ほかにありましたらお願いします。

（なしの声）

○議長（下川 安君） なければ採決に移らせていただきます。

議第 18 号農地法第 3 条の規定による許可申請 11 番につきまして、原案どおり許可することに異議のない方は、挙手をよろしくお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、議第 18 号、受付番号 11 番については、許可することに決定しました。

これで議題18号につきましては全ての採決が終わりましたので、ここで村上孝夫委員の入室を求めます。

— 3番 村上孝夫君 入室 —

○議長（下川 安君） 村上孝夫委員が入室されましたので、引き続き審議を行います。

次に、議第19号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。件数は4件です。

なお、受付番号1番と2番については始末書、3番については顛末書の添付がありますので、担当委員の説明の前に事務局担当者が読み上げます。

それでは、事務局より説明をよろしくお願いします。

○事務局長（西山美和君） 議案5ページをお願いいたします。

議第19号農地法第4条の規定による許可申請について。農地法第4条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。令和8年4月6日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

1番、申請物件が築地の田、現況畑603㎡のうち44.89㎡外1筆、計102.09㎡で、転用目的は通路です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

2番、申請物件が築地の畑、現況雑種地133㎡で、転用目的は竹林発生防止施設です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

3番、申請物件が横島町の畑、現況宅地455㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

4番、申請物件が天水町の畑588㎡のうち51.75㎡で転用目的は道路です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

以上4件、合計741.84㎡につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案しております。

また、4月1日、4月2日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、事務局の説明が終わりました。1番につきましては始末書の添付がありますので、事務局担当者が読み上げます。

○主事（山口遥大君） — 1番の案件について始末書朗読 —

○議長（下川 安君） 1番につきまして始末書が読み上げられましたので、委員の説明をよろしくお願いします。

○3番（村上孝夫君） 農業委員3番、村上です。1番の案件について説明します。

申請地は、国道208号線の交差点のそばにあります。転用面積は102.09㎡です。利用計画として自宅への進入路として転用するそうです。給排水計画は、給水なし、排水、自然浸透、汚水は使用しない。

現地調査した結果、何ら問題ないと思います。御審議のほどよろしく願います。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、受付番号2番について始末書の添付があります。事務局担当者が読み上げます。

○主事（山口遥大君） — 2番の案件について始末書朗読 —

○議長（下川 安君） 2番の始末書が読み上げられましたので、委員の説明をよろしく願います。

○3番（村上孝夫君） 農業委員3番、村上です。2番の案件について説明します。

申請地は、国道208号線の交差点のすぐそばにあります。転用面積は133㎡です。給排水計画なし、雨水、生活雑排水は自然浸透になります。

現地を見に行った結果、コンクリートが塗り固めてあったため、そのまま対応することにしました。現地調査した結果、何ら問題ないと思います。御審議のほどよろしく願います。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

次の3番には顛末書の添付がありますので、事務局担当者が読み上げます。

○主事（山口遥大君） — 3番の案件について顛末書朗読 —

○議長（下川 安君） 3番の顛末書が読み上げられましたので、委員の説明をよろしく願います。

○2番（高田優子君） 農業委員2番、高田です。農地法第4条の議案、3番の案件について説明いたします。

申請地は、JA玉名の農業関連施設から西に約80mに位置しております。登記地目は畑、現況の地目は宅地になっております。転用の申請面積は1筆の455㎡、転用目的は個人住宅、経過としましては、この物件は平成12年に住宅建設済みの物件でございます。この申請地を申請するのは、申請地を所有権移転するための今回の許可申請と聞いております。

施設内容としましては、個人住宅が175.47㎡、木造の瓦ぶき2階建てとなっております。排水計画は、汚水は下水道を利用します。雨水は市道の側溝へ放流ということです。被害防除計画につきましては、万一被害が生じた場合には、申請者が責任を持って対応するというものでございました。

御審議のほどよろしく願います。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、4番について委員の説明をよろしくお願いいたします。

○推19番（丸山和則君） 推進委員19番、丸山です。

本件は、農地の転用許可申請です。場所は、天水町の温泉施設に隣接する集落にあり、申請者の住宅への取付道路が急な坂で狭く道路を拡張するためです。また、この農地は申請者の農地であり、580㎡のうちの51.75㎡です。

4月2日、現地確認の上、問題ないと思います。審議をお願いします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

4条申請につきまして、委員の説明が終わりましたが、皆さんのほうから御意見、御質問がありましたらよろしくお願いいたします。

はい、坂本委員。

○5番（坂本正敏君） 農業委員5番、坂本です。

2番の案件の竹林発生防止施設というのはどういうものかお尋ねします。

○議長（下川 安君） 事務局のほうから。

○会計年度任用職員（瀧石 修君） 事務局の瀧石です。お答えいたします。

既にコンクリートがその部分を覆われているものでございまして、実際そこが竹が生えるのを防ぐためにコンクリートで覆ったものという、転用目的としてそういうものがなかったので、こちらで施設名を考えさせていただきました。

○5番（坂本正敏君） はい、わかりました。

○議長（下川 安君） ほかにありましたら。

（なしの声）

○議長（下川 安君） なければ、採決に移らせていただきます。

議第19号農地法第4条の規定による許可申請4件について、原案どおり許可することに異議のない方は、挙手のほうをよろしくお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、議第19号については、許可することに決定いたしました。

次に、議第20号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。件数は10件です。なお、受付番号の8番と10番については始末書の添付がありますので、担当委員の説明の前に事務局担当者が読み上げます。

それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局長（西山美和君） 議案7ページをお願いいたします。

議第20号農地法第5条の規定による農地の転用許可申請について。農地法第5条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。
令和8年4月6日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

1番、申請物件が立願寺の畑572㎡で、転用目的は植林です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。

2番、申請物件が立願寺の畑129㎡で、転用目的は駐車場です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。

3番、申請物件が立願寺の畑846㎡外2筆、計1,938㎡で、転用目的は事務所および駐車場です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

4番、申請物件が山田の畑1,162㎡で、転用目的は、特定条件付売買予定地です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

5番、申請物件が伊倉北方の畑367㎡で、転用目的は個人住宅です。申請地は、肥後伊倉駅からおおむね500m以内の区域にある農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

6番、申請物件が伊倉北方の田1,058㎡外1筆、計1,871㎡で、転用目的は整備工場及び駐車場です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

7番、申請物件が岱明町の畑408㎡で、転用目的は宅地分譲です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。

8番、申請物件が天水町の畑282㎡外2筆、計3,517㎡で、転用目的は車両置場です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

9番、申請物件が天水町の田505㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、おおむね10ha以上の一団の農地内に所在する農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可となるところですが、申請地の周辺において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落接続して設置されるものであり、例外的に許可は可能となっております。

10番、申請物件が天水町の田972㎡外1筆、計1,855㎡で、転用目的は農業用施設の拡張です。農地区分は、農振農用地区域内にある農地で、農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において、指定された用途に供することから許可は可能と判断しております。

以上10件、合計12,324㎡につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案しております。

また、4月1日、4月2日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） 事務局の説明が終わりましたので、受付番号1番から順に委員

の説明をよろしくお願いいたします。連続して説明される場合は続けてお願いします。

それでは、1番、2番、3番は同じ委員さんですね、よろしくお願いします。

○推1番（水本信之君） 推進委員1番、水本です。1番、2番、3番の案件について続けて御説明します。

まず1番ですけど、申請地は、玉名温泉の北方300mぐらい、申請人は障害福祉サービス業の経営を行っており、施設理由により自然体験を提供するためにクヌギを植林し、シイタケの栽培を行うことにしたそうです。転用面積は572㎡、クヌギ18本を植林し、待機場が47.72㎡、作業スペースを65.2㎡、給水、排水はありません。雨水は自然浸透、近隣への被害はないと思われるが、被害が生じた場合は、申請人の責任において適切に対処するそうです。

現地調査した結果、問題ないと判断します。御審議のほどよろしくお願いします。

続いて2番は1番と関連していて、施設利用者に自然体験を提供するための駐車場として利用するそうです。転用面積は129㎡、給水、排水はありません。雨水は自然浸透、近隣農地への被害はないと思われるが、被害が生じた場合は申請人の責任において適切に対処するそうです。

現地調査した結果、問題なしと判断します。御審議のほどよろしくお願いします。続いて3番の案件について御説明します。

申請地は、立願寺の小型スーパー南側の隣接地です。申請人は現在訪問業務に使用する社用車を15台保有しており、スタッフの通勤車両及び来客車両を含めると30台分の駐車スペースを確保する必要があるが、現在の駐車スペースでは不足している。また併せて事務所を一体的に整備していくこととした。転用面積は3筆で1,938㎡、事務所、木造平屋建てで99.9㎡、駐車スペース1,050㎡、来客用スペースが105㎡、給排水計画、給水は市の上水道から受水する。雨水、汚水、雑排水は南側の下水道に排出する。雨水は雨水樹を設置し、南側側溝に排出する。被害防除計画、造成時土砂の一時保管する場合は、法面形成やブルーシートなどで覆って土砂の流出を防ぐ。万が一被害が発生した場合は、申請者が責任をもって対処するそうです。

現地調査した結果、問題ないと判断します。御審議のほどよろしくお願いします。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、4番をお願いいたします。

○3番（村上孝夫君） 農業委員3番、村上です。4番の案件について説明します。

申請地は山田の神社そばにあります。転用面積は1,162㎡です。目的として建築条件付売買予定地を3区画予定しています。給排水方法は上水道を利用する。排水は、汚水は玉名市下水道を利用し、雨水は自然浸透します。被害防除は、万が一

被害が発生した場合は、申請者が責任をもって対応するとのことでした。

現地調査した結果、何ら問題ないと思います。御審議のほどよろしく願いします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、5番と6番は同じ委員さんです。続けてよろしく願いいたします。

○7番（東 英治君） 農業委員7番、東です。5番の案件について説明します。

申請地は、JRの駅から西へ430mの場所にあります。面積は367㎡、市道に面した第2種農地となっております。譲受人は現在アパートに住まい、自己専用住宅を探しておられたところ、本地を適地であるとしてこの申請地に選定したとのこと。隣にすでに5、6年前に住宅が建っておりまして、周りにはあまり住宅はありません。事業計画、建築面積111.09㎡、駐車場45㎡、排水計画、雨水は雨水用桝を設置し、道路側溝へ流す。生活雑排水は、汚水は合併浄化槽を設置し、道路側溝へ流す。被害の発生は予見されないが、万一発生した場合は責任をもって対応するとのことでした。

以上、現地調査をした結果、問題はないと思います。御審議のほどよろしく願いします。

続きまして、6番の案件について説明します。

申請地は、県道玉名線から西へ100mほどの伊倉の公立施設と児童公園の東に位置する1,058㎡外1筆、合計1,871㎡の第2種農地です。現況地目は田になっていますが、周りが住宅地になっており、譲渡人は現在大阪に在住で、何年も作付けはされておられません。譲受人は熊本市で中古車販売を行っていましたが、そこが手狭になり、今後海外への中古車の輸出を円滑に行うために自動車整備工場を建設するため、国道501号線周辺地を探していたところ、本申請地が501号線の付近にあり、地主との売買の合意がとれたので申請することになりました。事業計画は、整備工場200㎡、駐車場、車34台分510㎡、簡易トイレ、通路、搬出場1,160㎡です。排水計画、生活排水は発生しない。トイレは簡易トイレを使用、雨水は地下浸透及び道路側溝への放流とする。被害防除、大掛かりな造成工事を行わないため、土砂の流出等被害は予見されないが、造成工事の際に周辺農地等への被害が生じた場合は、事業者が責任をもって対応するとのことでした。

以上、現地調査をした結果、特に問題ないと思いますので、御審議のほどよろしく願いします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、7番をよろしく願いします。

○推11番（柴尾 覚君） 推進委員11番、柴尾です。7番の案件について説明します。

申請地は、市役所支所から北東約800m、岱明町野口交差点から西に約200mの場所で、住宅地に囲まれた農地です。譲渡人は畑408㎡を譲受人の住宅建設会社に譲り、建売住宅を建設します。給排水については、玉名市の水道を引き込み、生活排水は市の浄化槽に流すということでした。万が一被害が発生した場合は、住宅建設者が責任をもって対処するとのことでした。

以上、現地調査した結果、特に問題ないと思いますので、御審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

次の8番には始末書が出ていますので、事務局担当者が読み上げます。

○主事（山口遥大君） — 8番の案件について始末書朗読 —

○議長（下川 安君） 8番の始末書が読み上げられましたので、委員の説明をよろしくをお願いいたします。

○17番（池田秀昭君） 農業委員17番、池田です。8番の件について説明いたします。

申請地は天水町の飲食販売店舗から北へ200m行ったところにあります。譲受人は天水の自動車整備を広々とされています。スクールバスとか観光バスとか板金や、いろいろなことをしておられる人です。事業計画としては、3,517㎡から利用面積は2,560㎡でございます。大型車両を15台、スクールバス6台、観光バス4台、整備機器を5台置くそうです。車両置場にはアスファルトをし砂利を敷くそうです。もし問題があれば全責任を自分たちが持つそうです。何も問題ありません。よろしくをお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました

続きまして、9番をお願いいたします。

○推17番（坂口春義君） 推進委員17番、坂口です。9番と10番は私が説明いたします。

まずはじめに、9番の案件について説明します。

申請地は、天水町地区の公園より北に40mぐらいのところですが、転用申請面積は505㎡です。転用目的は個人住宅、譲受人は熊本市内のアパートに住んでいるが、家族構成を考え、住宅の建設を考えていて、実家に近く、子育て、育児支援、また仕事場所が近くなるということでここに建設することに計画がありました。譲受人は母親で贈与ということです。事業計画として、木造平屋建て81.97㎡、駐車場45㎡、通路109.92㎡、排水計画として、雨水は雨水水路に、生活雑排水は汚水合併浄化槽を設置し、浄化水を水路に流すということです。被害の発生は予見できないが、万一発生した場合は責任をもって解決するということです。審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（下川 安君） 次の10番については、これも始末書がありますので、事務局

担当者が担当委員の前に読み上げます。

○主事（山口遥大君） — 10番の案件について始末書朗読 —

○議長（下川 安君） 10番について始末書が読み上げられましたので、担当委員の説明をよろしくお願いします。

○17番（池田秀昭君） 続きまして、10番の案件について説明します。

申請地は天水町の県道沿い及び変電所の近くです。転用申請面積が2筆で1,855㎡です。転用申請目的は農業施設の拡張と駐車場です。事務局からの始末書にもありましたが、申請地は5年ほど前からずっと使っていたということです。

現地調査しましたが問題はないと思います。よろしくお願いします。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。5条の申請について委員の説明が終わりました。

皆さんのほうから御意見、御質問がありましたらよろしくお願いしますと思います。

（なしの声）

○議長（下川 安君） 御意見、御質問がなければ、採決に移らせていただきます。

議第20号農地法第5条の規定による許可申請10件につきまして、原案どおり許可することに異議のない方は、挙手をよろしくお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。採決の結果、異議なしと認め、議第20号については、許可することに決定いたしました。

次に、議第21号農用地利用集積等促進計画の意見決定についてを議題といたします。件数は39件です。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（西山美和君） 議案10ページをお願いいたします。

議第21号農用地利用集積等促進計画の意見決定について。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画に対する意見について、次のとおり決定する。令和8年4月6日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

11ページから15ページの各筆明細のとおり玉名市長より意見を求められています。

今回は、所有権移転が8件、17,100㎡、賃貸借権が28件、130,613㎡、使用貸借権が3件、24,182㎡、合計39件、171,895㎡の集積で、いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の各要件を満たしているものと判断し、御提案しております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、事務局の説明が終わりました。皆さんのほうから御意見、

御質問はございませんか。様式がちょっと変わってる。

梅田委員。

○4番（梅田政次郎君） 農業委員4番、梅田です。この様式が今回から変わったんですかね。見やすくなったので、権利を設定するものと設定を受けるもの、それから中間管理機構か所有権移転か賃貸借か、これ3条も全部一緒ですね、ここに全部貸手と借手と載るんですね、これ非常に見やすいですね。今回から。

○参事（大原美和君） 大原です。今回からシステムが変わった関係で、システムの標準化に伴いこのような形に変更になりました。今回からこの形でさせていただきます。

○議長（下川 安君） ほかにありませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） ほかに御意見、御質問がなければ、採決に移らせていただきます。

議第21号農用地利用集積等促進計画の意見決定39件です。原案どおり決定することに異議のない方は、挙手をよろしく願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。採決の結果、異議なしと認め、議第21号については、原案どおり意見決定いたします。

次に、議第22号農用地利用集積等促進計画（配分）の意見決定についてを議題といたします。件数は7件です。

それでは、事務局より説明を願います。

○事務局長（西山美和君） 議案16ページをお願いいたします。

議第22号農用地利用集積等促進計画（配分）の意見決定について。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画に対する意見について、次のとおり決定する。令和8年4月6日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

17ページから18ページの各筆明細のとおり、玉名市長より意見を求められております。今回の配分は7件で、いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の各要件を満たしているものと判断し、御提案しております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、事務局の説明が終わりましたが、皆さんのほうから御意見、御質問がありましたらよろしく願いいたします。

（なしの声）

○議長（下川 安君） なければ採決に移らせていただきます。

議第22号農用地利用集積等促進計画（配分）の意見決定7件につきまして、原案どおり意見決定することに異議のない方は、挙手をよろしく願いいたします。

(全員 挙手)

○議長(下川 安君) はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、議第22号につきましては、原案どおり意見決定いたしました。

次に、議第23号農地中間管理機構による農用地の買入協議についてを議題といたします。件数は1件です。

事務局より説明をお願いします。

○事務局長(西山美和君) 議案19ページをお願いいたします。

議第23号農地中間管理機構による農用地の買入協議について。農業経営基盤強化促進法の第22条第1項の規定による要請について、農業経営基盤強化促進法の基本要綱(平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知)の別紙11(令和7年4月1日付け6経営第3266号)の規定により意見決定するものとする。令和8年4月6日提出、玉名市農業委員会会長下川 安。

今回地域計画の区域内の農用地の所有者から、令和8年3月23日に所有権移転のあつせんを受けたいという申し出がありました。しかし、熊本県農業公社を含めた利用関係の調整について不調に終わったため、同法第22条第1項の規定により玉名市長に対し、当該農用地の所有者に同法第22条の第2項の規定による通知をするよう要請をするものです。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(下川 安君) はい、事務局の説明が終わりました。皆さんから御質問はございませんでしょうか。

(なしの声)

○議長(下川 安君) 御意見、御質問がなければ、採決に移ります。

議第23号農地中間管理機構による農用地の買入協議について、1件につきまして、原案どおり意見決定することに異議のない方は、挙手をよろしくをお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長(下川 安君) はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、議第23号については、原案どおり意見決定いたしました。

-----○-----

5. 報 告

○議長(下川 安君) 次に、報告に移ります。

報告第10号農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について、報告第11号農地の形状変更届について、報告第12号許可不要転用届についての31件を事務局より併せて報告をいたします。

○事務局長(西山美和君) 20ページをお願いいたします。

報告第10号農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について。農地法第18条第6項の規定による合意解約及び農地使用貸借解約が成立した旨の通知を受理したの

で報告します。令和8年4月6日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

今回、20ページから24ページまでの29件、合計53,883㎡の解約通知を受理しております。

25ページをお願いいたします。

報告第11号農地の形状変更届について。下記農地の形状変更届がありましたので報告します。令和8年4月6日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

今回1件、合計1,058㎡の届出を受理しております。

続きまして、26ページをお願いいたします。

報告第12号許可不要転用届について。下記のとおり許可不要転用届を受理したので報告します。令和8年4月6日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

今回1件、計49.2㎡の届出を受理しております。

以上、報告を終わります。

-----○-----

6. 閉 会

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

これで、本日本日の議案審議、それから報告が終わりましたので、これを持ちまして、令和8年第4回の農業委員会総会を閉会いたします。

-----○-----

閉 会 午後3時10分

以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

令和8年4月6日

玉名市農業委員会会長

下川 安

農 業 委 員

村上 孝

農 業 委 員

植田 勝登